別紙２-２

**令和５年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について(案)（抜粋）**

(令和５年○月〇日こども家庭庁成育局　事務連絡)

２．策定基準について

次のアからエの基準に照らして十分な審査を行った上、整備計画の内容を精査すること。

ア　実態把握に基づく施設整備計画

単に入所児童数の把握にとどまらず、入所等の必要性を調査するなど実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。

イ　用地確保状況の把握及び職員の確保等

契約書等の権利関係を示す客観的資料により、建設用地の確保が確実であること及び地域住民の賛同が得られていること。

また、必要となる職員等の確保が確実であること。

ウ　社会福祉法人等の適格性

社会福祉法人等の役員構成、資金計画等が適正であり、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

エ　民間補助金との調整

協議施設が民間補助金の申請と重複していないこと。

※別途国から通知が出ましたら追加で送付します。